慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	草薙真一君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.3 (2015. 3) ,p.99- 113
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20150328-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

草薙真一君学位請求論文審査報告

副査　慶應義塾大学大学院法務研究科教授　中島　弘雅
副査　関西大学大学院法務研究科教授　元慶應義塾大学大学院法務研究科教授・博士（法学）　春日偉知郎

一　本論文の構成

1　論文題目

「米国におけるエネルギー法の研究――経済規制・環境規制の法と政策」

2　全体構成

目次

初出一覧
第Ⅰ部　米国連邦公益事業規制政策法の功罪
序文
第1章　米国連邦公益事業規制政策法における規制の黎明期
第1節　はじめに
第2節　連邦公益事業規制政策法の策定
第3節　PURPA二一〇条をめぐる論争
第4節　適格認定熱電併給の優位性
小括

第2章　米国における適格認定設備からの電力会社の購入電気料金――ニューヨーク州公益事業法6セント条項の終焉
第1節　はじめに
第2節　PURPAとニューヨーク州公益事業法（一九九二年改正前）による適格認定設備の回避原価規制
第3節　O&R事件以前の動向
第4節　O&R事件
第5節　O&R事件の検討
第6節　オキシデンタル・ケミカル事件
小括
第3章　連邦公益事業規制政策法二一〇条の定着期における特徴
第1節　はじめに
第2節　PURPAに関する司法判断とFERCの対応
第3節　定着期のPURPAに基づくFERCの裁決の概要
小括
第4章　米国連邦公益事業規制政策法二一〇条の執行問題
第1節　SCE社事件連邦エネルギー規制委員会決定
第2節　連邦公益事業規制政策法二一〇条改廃への動きとその評価
第3節　SCE社事件連邦エネルギー規制委員会決定の概要
第4節　SCE社事件の検討
小括
第5章　FERCによる適格認定設備規制のウェイバー
第1節　問題の所在
第2節　PURPAの目的とQF政策の発展
第3節　ウェイバー論の台頭
第4節　FERCによるQF規制のウェイバー
小括
第6章　連邦議会の混乱と州の対応
第1節　問題の所在
第2節　電気事業者へのインパクト
第3節　州規制当局へのインパクト――カリフォルニア州を中心にして
小括
第Ⅰ部の結語
第Ⅱ部　エネルギー環境政策
序文
第1章　米国におけるRPS政策の展開
第1節　はじめに
第2節　米国におけるRPSの現状
第3節　REC

第4節　州の思惑としてのＲＰＳ
第5節　連邦ＲＰＳ法の可能性
結論
第2章　米国における二酸化炭素の貯蔵隔離技術政策
第1節　問題の所在
第2節　日・米におけるＣＣＳ活用の進捗
第3節　ＣＣＳ技術の実際
第4節　石炭火力発電所のコストの明確化
第5節　ＣＯ2削減のためのコストとＣＣＳ
第6節　日本におけるＣＣＳへの課題
第7節　米国におけるＣＣＳへの課題
まとめ
補論　我が国における低炭素社会を目指した法制度
第1節　国法制度概観
第2節　ガス事業の環境特性とその活用
第3節　地域熱供給の新展開
第Ⅱ部の結語
第Ⅲ部　エネルギー規制機関の権限配分
序文
第1章　ガスパイプラインと比較した電力網開放
第1節　問題の所在
第2節　ガスパイプラインへの第三者アクセス
第3節　一九九二年ＥＰＡｃｔ以前のＦＲＥＣによる送電線平等アクセス政策
第4節　初期の送電線とガスパイプラインの第三者アクセス政策における異同
第2章　米国における電力信頼度確保政策――送電網増強政策をめぐる関係機関の相克
第1節　はじめに――問題の所在
第2節　送電網増強の必要性
第3節　送電網建設計画策定と地域特性
第4節　連邦規制当局による権限行使の限界
第5節　結び
第3章　反トラスト法問題
第1節　問題の所在
第2節　電気事業規制当局の反トラスト法上の役割
第3節　ＲＴＯと反トラスト法
第4節　パワープールと反トラスト法
第5節　連邦公益事業規制政策法二一〇条の競争阻害要因
小括
第4章　パイク・カウンティ・ドクトリン成立の条件
第1節　問題の所在
第2節　パイク・カウンティ・ドクトリン形成に至る重要判例の概観
第3節　コモンウェルス社事件におけるパイク・カウン

ティ・ドクトリン
第4節　州際持株会社系パワープールにおけるバイク・カウンティ・ドクトリン
第5節　連邦公益事業規制政策法二一〇条の競争阻害要因
まとめ
第5章　米国におけるＬＮＧ輸入基地問題
第1節　規制権限をめぐる連邦と州の衝突問題
第2節　ＬＮＧ事業に対する連邦と州の規制管轄の構造
第3節　ＬＮＧ基地をめぐる連邦と州の対立と住民の思惑
第4節　ＬＮＧ基地をめぐる二〇〇五年エネルギー政策法の隠された論点
結語
第6章　連邦法の適用理論――連邦天然ガス法の三条と七条
第1節　はじめに――問題の所在
第2節　ＦＥＲＣの規制権限に関する訴訟
第3節　ＦＥＲＣが扱ったＬＮＧ基地規制をめぐる訴訟
第4節　事例分析
結び
第7章　米国における水力発電に関する一考察――ダム規制を中心として
第1節　はじめに――問題の所在
第2節　連邦エネルギー規制委員会の権限
第3節　連邦水力法成立の政治的背景
第4節　連邦水力法に基づく水力発電規制の態様
第5節　ストームキング事件から学ぶ水力発電計画における環境影響評価の必要性
第6節　連邦エネルギー規制委員会による連邦水力法新解釈
第7節　連邦エネルギー規制委員会の新基準への理論的考察
結びにかえて
第8章　エネルギー市場関係規制当局の規則制定行為――ルール五八にみる連邦公益事業持株会社法適用除外条項の新規解釈
第1節　はじめに――問題の所在
第2節　電気・ガス事業規制における連邦公益事業持株会社法の意義
第3節　ルール五八の制定経緯と骨子
第4節　ルール五八に内包される法律上の問題とその評価
結語
第9章　米国におけるエネルギー市場監視に関する一考察――ＦＥＲＣによるエンフォースメントを中心と

して
第1節　はじめに――問題の所在
第2節　エンフォースメントの新しい枠組み
第3節　エンフォースメントの実施事例
結語
第10章　米国における公益事業の公正性確保に関する法的考察
第1節　はじめに――問題の所在
第2節　ジョーンズとマンによる公益事業規制における重要度調査
第3節　米国FERCオーダー一〇〇〇にいたるまでのFERCオーダー
第4節　FERCオーダー一〇〇〇の発令
第5節　FERCオーダー一〇〇〇と送電線建設のコスト配分
第6節　送電線建設のコスト算定をめぐる米国中西部独立系統運用者の政策策定
第7節　オーダー一〇〇〇が文言上指向する公正性
第8節　FERCによる市場監視機能向上策
小括
第Ⅲ部の結語
結び
参考文献

二　本論文の概要

本論文は、草薙君が学部卒業後大学院修士課程（前期博士課程）に進学して以来取り組んできた米国のエネルギーと環境に関する政府規制について、一つの作品としてとりまとめたものである。前記一で紹介したように、第Ⅰ部「米国連邦公益事業規制政策法の功罪」、第Ⅱ部「エネルギー環境政策」、第Ⅲ部「エネルギー規制機関の権限配分」の三部構成で、総頁はA4判四一〇頁にのぼる長編の論文である。

1　公益事業規制政策法の功罪

1.1　本論文第Ⅰ部の分析対象である一九七八年公益事業規制政策法（以下「PURPA［パーパ］」という）二一〇条は、カーター大統領時代に制定された国家エネルギー五法のなかでも象徴的な条文である。エネルギー安全保障のため省エネルギー、再生可能エネルギー利用により石油輸入依存度を低減させる一策として、同条は、電力会社が非電力会社による熱電併給（米語でCogeneration、英語でCHP=Combined Heat & POWER Systems。以下「コージェネレーション」という）や再生可能エネルギー利用の小規模発電設備からの電力を購入することを義務付

けた。同条は、購入対象の発電設備を「適格認定設備」（Qualifying Facility。以下「QF［キュー・エフ］」という）と命名し、購入価格は「増分費用（incremental cost）を超えない」とした。同法執行機関である連邦エネルギー規制委員会（Federal Energy Regulatory Commission。以下「FERC［ファーク］」という）は、規則において増分費用にかえて「回避原価（avoided cost）」概念を用い、本概念が流布された（第1章第1節～第2節）。同法が州の主権を侵害しないか（ミシシッピー事件）、割高の購入価格は、消費者の料金決定原則に反しないか（AEP事件）等の訴訟を経由し（第3節）、同条は実務上着実に定着していった（第4節）。草薙君は、発電部門の「自然独占性」を打ち破る競争導入の先駆けと、黎明期を評価している（小括）。

1．2　カリフォルニアやニューヨーク州は、省エネルギー及び再生可能エネルギー発電を鼓舞するため、QFからの購入料金を回避原価よりも割高に設定した。このような同条及びFERC規則に抵触する購入料金設定権を州が有するか否かが争点になる。コン・エディ事件で裁判所はニューヨーク州州法の購入料金六セント条項を適法とした（第2章第3節）が、O&R事件でFERCは購入料金設定が連邦に「先占」されているとした。O&R事件のFERC決定は、明らかにFERCの政策変更にもとづくものであり、QFからの電力過剰及び電力会社の負担増に起因する（第4節～第5節）。これに不服なQFと州委員会とがFERCを被告に決定の取消しを求め出訴したが、ライプネス（紛争の成熟性）を理由に退けられた（第6節）。一九九二年に至り六セント条項は削除されたが、これはQF保護時代が終わり、QFも「競争」にさらされる時代を象徴している（小括）。

1．3　FERC裁決のうち、QFの資格要件、資格要件の裁量的一部適用除外（waiver。ウェイバー）、QFからの電力買取契約の締結命令発動申請等の事案を分析する（第3章）。

1．4　制度発足時はコージェネレーションや小規再生可能エネルギー発電を優遇してきたが、購入電力料金が高止まりし、卸発電の競争時代に適合しないなど、PURPA二一〇条は反競争条項との批判がでてきた（第4章第1節～第2節）。FERCはSCE社事件の中間裁決において、回避原価超えの購入料金を強制することは「我々の目的とは合致しない」とした（第3節）。FERCは、競争入札による落札価格を回避原価として認定することを推奨し、

適正かつ合理的（just and reasonable）な料金を導けない州の回避原価算定方法を否定するに至った（第４節）。

1．5　ＦＥＲＣは、ＱＦの資格要件を充足しないトッピングサイクル型コージェネレーションを適格設備と認定した事例（ウェイバー）と、逆に認定しなかった正反対の事例、再生可能エネルギー発電について非化石燃料が七五％以上というＱＦの資格要件を緩和した事例（ウェイバー）と、逆に認定しなかった正反対の事例とを分析する（第５章第４節）。

1．6　ＰＵＲＰＡ制定当初の電力会社へのインパクト（第６章第２節）及び州へのインパクトを分析する（第３節）。カリフォルニア州公益事業委員会が電力会社とＱＦとの電力購入契約について、支払い予定が一〇年後まで記された「スタンダード・オファー４」を策定したことによって、割高の購入料金が実現した。ＱＦ電源拡大による送電容量不足の懸念について同委員会は、大容量送電線建設の増設の必要はないとした（第３節）。

1．7　第Ⅰ部の結びとして。石油危機の記憶から一九八七年ＰＵＲＰＡ立法当時はコージェネレーション及び小規模再生可能エネルギー発電の促進が全面に出ていた。しかし一九八〇年代半ばには電力供給能力がだぶつき、ＦＥＲＣ及び裁判所は、ＱＦからの電力購入料金について、州による回避原価超えの料金設定を許さないようになった。このようにＦＥＲＣの政策は時代の推移と共に変遷している。ＰＵＲＰＡの功績として、コージェネレーション及び小規模再生可能エネルギー発電という非伝統的発電形式を促進したこと、電力自由化の「呼び水」となったことがある。他方、ＰＵＲＰＡの「負の側面」として、割高の購入料金による電力会社の財務の圧迫や、「パーパマシン」と呼ばれる売電目的に特化した低品質燃料からの儲け主義の発電者も紛れ込んだことがある（第Ⅰ部の結語）。

2　エネルギー環境政策

2．1　州で採用されている電力会社に一定の再生可能エネルギー利用を義務付けるリニューアブル・ポートフォーリオ・スタンダード（以下「ＲＰＳ」という）を分析する（第Ⅱ部第１章第１節）。何を対象にするか、目標未到達へのサンクション等、州により多様である（第２節）。州外の発電設備等について再生可能エネルギー証明書（ＲＥＣ）を複数の州に提示する「二重勘定」問題や、州内プラントへの優遇等、連邦通商条項にもとづく連邦権限による調整の萌芽があるが、訴訟事件は経験していないし、連邦

法はまだできていない（第3節～第5節）。

2．2　火力発電から生じる二酸化炭素を回収して地中に貯えるという二酸化炭素貯留隔離（CCS）について、日米比較をまじえて技術的問題（第2章第1節、第3節）、経済性（第4節～第5節）、法的問題として二酸化炭素注入口の所有・運用・管理（第2節）、液化二酸化炭素のパイプライン輸送に関する連邦法・規制機関（第7節）について分析する。

2．3　補論として、我が国のエネルギー環境に関わる法制度（補論第1節）、ガスの環境特性とその活用（第2節）、地域熱供給（第3節）について述べる。

2．4　第Ⅱ部の結びとして。再生可能エネルギー導入において欧州に遅れを取った米国としては、エネルギー利用効率の向上とあわせてCCSに注力すべきである。再生可能エネルギー推進には、税控除、投資補助、消費者参加型支援プログラム等があり、これら諸政策を濃やかに織り交ぜながら、低炭素社会実現という大きな目標を達成することが求められる（第Ⅱ部の結語）。

3　エネルギー規制機関の権限配分

3．1　送電線ネットワーク開放（第三者アクセス）は、FERC命令によるガスパイプライン開放（第三者アクセス）（第Ⅲ部第1章第2節）に遅れて、シャーマン法、連邦電力法等（第3節）ではなく、一九九二年エネルギー政策法を待たねばならなかった経緯を比較検討する（第3節及び小括）。

3．2　必要に迫られつつも近年手薄な送電線増強について、本来州権限であることもあって、FERCは直接的介入に消極的であった（第2章第2節）。実際には送電線増強について地域送電機関（RTO）等が送電網の信頼度確保のため地域特性を反映しつつ工夫をこらしている（第3節）。他方、二〇〇五年エネルギー政策法により、連邦エネルギー省（DOE）が「国益のルート」と指定した区域、地域での新規送電線の建設についてFERCが介入可能になったが、FERCの負担増や逆効果も予想され慎重さが求められる（第4節）。

3．3　反トラスト法問題について。FERC等の規制期間による認可料金は、ステイトアクションの法理により免責され得る（第3章第2節第2款）。自発的送電網の団体である地域送電機関（RTO）による送電網拡張計画に競争者への配慮・保護策をはかること（第3節）、地域パワープールについて一部電力会社の市場支配力に影響され

ぬ市場構造の監視や契約の多様化（第4節）によって、競争的な性質の仕組みになり得る（小括）。PURPAによる回避原価による電力購入が割高で、かつバックアップ電源も用意するという意味で反競争的で競争阻害要因になっている（第5節第1款、小括）。

3.4　卸電気料金は連邦（FERC）権限であるが、州が小売り料金審査において、認可された卸料金の一部を事業費用に算入しないことの可否が論点になる（第4章第1節）。判例法上、卸電気料金審査は連邦の先占と判断（「申請料金主義」及びナラガンゼット・ドクトリン）される一方、州は例外的に料金審査における「賢明（prudence）」テストの一環として、代替的電源調達を視野に当該購入の慎重・賢明さ（プルーデンス）を審査できる（パイプ・カウンティ・ドクトリン）と整理できる（第2節）。この判断枠組みのもとでのパワープールからの調達を含めた主要判例を分析し（第3節～第4節）、協調的エネルギー連邦主義の必要性等を示唆する（第4章のまとめ）。

3.5　連邦は、LNG基地及びそれと接続するガスパイプライン規制は、文理解釈上、連邦天然ガス法3条（天然ガス貿易への許可）、同7条（販売・輸送に要する施設の建設・操業等への「公共の便宜と必要性の認証」）により、州権限ではなく連邦権限と理解してきた（第5章第2節～第3節、第4節第2款）。とはいえ基地計画に消極的な州においては、環境法上の争点のクリアが重要であり（第3節第4款～第5款）、隣接する州同士での賛否の対立も皆無ではない（第4節第1款）。

3.6　LNG基地の新増設に際し、判例及びFERC及び前身の連邦動力委員会（FPC）の決定から導かれるのは、FERCは、LNG輸入については連邦権限であり、天然ガス法3条により委員会許可が必要であるとする一方、同法7条の「公共の便宜と必要性の認証」は、地点確保やマーケティングが純粋に州内のものなら連邦の管轄外であるとする。同法3条で基地に公益に沿わせる条件を付すことができるので、同法7条の意図は達せられると解しているのである（第6章第3節、第4節第1款～第2款）。他方、州による「公共の便宜と必要性の認証」のもたらす弊害も、将来的に考えられなくはない（第4節第4款）。

3.7　水力発電に関する連邦規制権限は、航行規制権限をルーツに一九二〇年連邦水力法（Federal Water Power Act。以下「FWPA」という）により与えられている（第7章第2節第1款～第2款）。判例上、損害賠償債務免除等についてFERC（及びその前身のFPC）は権限を

有しないが、それ以外は先占に属するとされている（同節第3款）。一九八六年ＦＷＰＡ改正により、発電免許に環境保護考慮が加わり（第4節第1款）、ＦＰＣの敗訴判決以降、免許条件に住民保護が加わる（同節第2款第1項～第2項）。環境影響評価において代替案との比較が不十分で、水力発電計画を違法とした連邦最高裁ストームキング判決は画期的である（第5節）。一九九四年の水力発電免許更新の新基準により、免許更新を拒否しダム閉鎖の費用負担を命じたり、更新に際して条件を付す実例がある（第6節）。免許更新が拒否されると、航行可能な水路に違法な構造物設置であり、ＦＥＲＣはその収去を命じ得る（第7節第2款）。発電者は、免許更新拒否の場合、当該プロジェクトを政府所有に切替え操業廃止費用を納税者負担にすべき等と主張するが、ＦＷＰＡはこうした規定を設けていない（同節第1款）。

3．8　一九三五年連邦公益事業持株会社法（以下「ＰＵＨＣＡ」という）は、電力・ガスの持株会社を連邦証券取引委員会（以下「ＳＥＣ」という）の監視下においた（第8章第1節～第2節）。ＳＥＣは、二〇〇五年ＰＵＨＣＡ廃止前の一九九七年、電力・ガス市場の競争状態に対応するため、持株会社による電力・ガス以外の事業の株式保有・合併等の審査を同法9条ｃ項により免除する旨の「ルール五八」を定めた（第1節、第3節、第4節第3款第2項）。これは競争環境の変化による必然的所産であり、ＳＥＣの決断と対応力は高く評価すべきものである（結語）。

3．9　二〇〇五年エネルギー政策法は、ＦＥＲＣにいかなる組織体に対しても天然ガス価格の価格操作を禁止し民事的懲罰金（Civil Penalty）を課す権限を付与した（第9章第1節、第2節第1款～第2款。第10章第8節第1款）。民事的懲罰金をめぐる事例を分析する（第3節）。

3．10　公益事業規制における重要度が「公正性（fairness）」にあることを確認し（第10章第2節）、各論として、まず送電線の開放（第三者アクセス）を実現するための二〇一一年の地域送電線計画及び費用配分に関するＦＥＲＣ命令一〇〇〇（第4節～第7節）及び同令発布に至る経緯（第3節）を分析する。次いで二〇〇五年エネルギー政策法を契機とした電力及びガスのリアルタイム市場の監視の仕組みと実態を分析する（第8節）。

3．11　連邦と州の規制権限の衝突は、互いに他者を顧み合うという状態がふさわしい（第Ⅲ部の結語）。

三　本論文に対する評価

1　積極的に評価できること

本論文題目は、「米国におけるエネルギー法の研究」である。米国は我が国とは異なり連邦国家であるため、米国法の研究は、連邦法だけでは必ずしも完結せず、州法をも丹念に当たらざるを得ないという難しさを秘めている。さらにエネルギー法は、連邦及び州のその時々のエネルギー政策の目標なり重点の置き方による変化の可能性、たとえば極めてラフにいうと、石油危機の記憶が生々しい時期ではエネルギー安全保障、これが落ち着いてくるとエネルギーの経済性から市場原理の活用、地球温暖化時代になると地球環境化防止というふうに揺れ動くことは、我が国とも共通している。これら二つの視点の要請に応えるというのは、至難の技であり、誰が試みたとしても、一作で全てを網羅することは、おそらく不可能といわざるを得ないだろう。本論文は、この困難な課題に果敢に挑戦した意欲作である。

本論文の第Ⅰ部は、カーター政権下で誕生した公益事業規制政策法（ＰＵＲＰＡ）二一〇条に焦点をあわせている。同条は、コージェネレーション及び小規模再生可能エネルギー発電の電気を、電力系統と連系のうえ電力会社に購入させるという、その当時としては画期的な仕組みを採用したものである。草薙君は、コージェネレーション及び小規模再生可能エネルギー発電の保護・育成時代から、行き過ぎた購入価格の修正としての電源「入札」制度の導入、ひいては発電「市場競争」時代への実務・判例の変遷を、丁寧にたどっている（ことに第２章、第４章、第Ⅰ部結語）。その際、決して同条を礼賛するのではなく、行き過ぎた購入価格等による電力会社ひいては消費者への「しわよせ」という負の側面を冷静に分析している（ことに第６章第１節、第Ⅰ部結語）。また、考察の対象も、我が国で実務界から関心が深かった購入電気料金の論点（第２章～第４章）を詳細に検討することにとどまらないで、我が国で知られていなかった電力購入対象の適格認定設備（ＱＦ）をめぐる論点（第５章）等も考察し、同条の全体像を浮き彫りにしていることは高く評価できる。

本論文の第Ⅰ部の注記に登場する審査員である藤原の旧稿は、同条に関する初期の判例の分析である一方、本論文の考察対象の時間軸はより包括的であり、草薙君の独壇場である。

本論文の第Ⅱ部は、エネルギー環境問題を扱う。米国は地球温暖化防止条約締約国会議（ＣＯＰ３）「京都議定書」

を批准していないため、地球温暖化対策に消極的な印象を持たれがちであるが、どのような方策がとられているのかを分析し、貴重な情報を提供しているといえよう。第Ⅱ部補論において、我が国の低炭素化社会への取組みを分析している。草薙君の問題意識を知る貴重な論考ではあるが、本論文の題目から外れるため、審査員一同はあくまでも参考資料と判断し、ここでの評価対象外としたい。

本論文の第Ⅲ部は、我が国ではほとんど知られていないエネルギー規制機関のいくつかの論点を抽出して、実務・判例の分析を中心に論じるもので、実に貴重な研究である。たとえば第5章はＬＮＧ基地に関する規制を論じる。米国は国産天然ガス資源に恵まれ、カナダからの輸入もパイプライン輸送なので、ＬＮＧによる輸入のための基地の比重は極めて低かったが、それでもロシアが米国へのＬＮＧ輸出を検討したり、中東からのＬＮＧ輸入といった供給源多様化のため、ＬＮＧ輸入基地の建設が意識されることがあった。ところがこれに関する法律問題は我が国では知られておらず、貴重な文献である。今後は豊富なシェールガスの輸出のための液化装置とセットのＬＮＧ輸出基地に重点が移るであろうが、輸入基地の議論は輸出基地にも応用できるものであろう。第Ⅲ部全体を通して、米国における電力・ガスの規制緩和・自由化の過程で生じるいくつかの問題点を気付かせ、なかでも連邦国家なるがゆえの難しさをも理解することができる。

本論文の副題は「経済規制・環境規制の法と政策」とある。第Ⅱ部が環境を取り扱ったことは明らかである。しかし第Ⅲ部でも、典型的には第7章の水力発電のところで環境問題が争点化されている。また、第Ⅰ部の公益事業規制政策法二一〇条も、元来は「脱輸入石油」「エネルギー安全保障」が動機ではあるが、その手段として同条が用いたのは、エネルギー利用効率をあげるコージェネレーションと、非化石の小規模再生可能エネルギー発電の推進が主眼である。つまり同条の「脱輸入石油」は「環境」と背中合わせであった。草薙君が分析するように、このような意義付けが可能な同条が、「市場主義」の嵐に飲み込まれていく過程が克明に描かれているのである。この意味で、本論文の副題に「法と政策」とあるのは的を射ていると考えられる。

なお、本論文のもとになったオリジナル論文のいくつかは、研究者及び実務家からなる公益事業学会で報告の機会を得て、研究者及び実務家の厳しい目にさらされたうえで評価されたものが含まれていることも付言しておきたい。

2　残された問題

本論文には問題がなくはない。草薙君の今後の研究への期待を込めて、以下に指摘しておきたい。

2．1　形式・表現

今回草薙君は、従前積み上げてきた複数の論文を手直し、全体として一論文にまとめあげているが、部分的に不徹底さが残るのも事実である。元論文の痕跡として、章の題目の一部に「一考察」の表現が残ったり、各節の題目において「序言」「はじめに」「問題の所在」の三種類が混在し、「小括」「結論」「まとめ」「結び」の四種類が混在している。さらに、第Ⅰ部各章でPURPA二一〇条に関する若干の説明の重複がみられる。最初に行うべき用語の説明が後の章に登場する例がある（第Ⅰ部第3章の「ウェイバー」が第5章第1節にあり、第Ⅲ部第3章の「パワープール」が同第4章第4節第1款注記にある）。注記において、元論文のままで引用されている箇所がある（第Ⅰ部第3章の註三二四、第Ⅲ部第1章の註一一、註二〇、註一〇三等）。そのほか、頁数が全体の通し番号ではなく、部単位にとどまるため、読んでいて不便を感じる。法典名や機関名について正式名、欧文略称の混在がある。法典年号の誤植もある（第Ⅲ部第8章第2節）。第Ⅱ部第1章の図表は出典の英語表記のままであり、読者に不親切である。

これらは表現上のこととはいえ、気になるところである。全体を通して、関連法典、委員会命令等を「年表」に整理すれば、政策を含めた変遷を読者がより容易に理解でき説得力を増すのではなかろうか。

2．2　内容

第Ⅰ部は公益事業規制政策法二一〇条を分析するが、草薙君は、電力購入義務付けの「適格認定設備の促進等のFERCの政策変更が再度あったときには、州による回避原価を超える買い取り料金設定権が連邦により再び認められる可能性が十分にあることを見落としてはならない」（第2章「小括」四二頁）とし、また適格認定設備要件の適用除外・緩和が「新技術、省エネルギーなど、政策のスキームを発展させることになり、また市場の効率性を増進させるためにも規制上必要」という（第5章「小括」九八頁）が、これら命題は、余りに希望的観測に過ぎるのではなかろうか。

第Ⅰ部第4章のまとめで、草薙君は、公益事業規制政策法二一〇条による「回避可能原価」での買取りと、我が国でも採用されている固定買取価格（Feed-in Tariff。以下「FIT」という）を比較して、「両者は事実上、同種の政

策を採用していると言える」とする。実はＦＩＴの代表国ドイツも、一九八〇年代に電気事業連合会、産業エネルギー消費団体、経団連の3者協定による「回避可能原価」による購入を経験している。買取り対象の電源の促進という意味では「回避可能原価」もＦＩＴも「同種の政策」と言えなくもない。しかし前者は、電気を購入する電力会社の電源の発電費用を前提に算定するもので、後者は、発電する側が確実に投資回収できることを前提に算定するものであり、両者の根本的仕組みは大きく異なる。こうした留保ぬきでは、「同種の政策」とは言えないように思われる。

第Ⅱ部第1章で格別争訟もないのに何故ＲＰＳ（リニューアブル・ポートフォーリオ・スタンダード）の連邦法の可能性を論じる必要があるのか、疑問に感じなくはない。草薙君は、連邦と州との衝突問題や、連邦による政策統合という一般的図式を意識し過ぎたのではなかろうか。また第2章で日本を引き合いに出すなら、地球温暖化ガス排出大国、エネルギー多消費国の米国は居住・生活様式等から消費削減に限界があり、現在の生活を維持しつつ地球温暖化ガス排出削減可能なＣＣＳが魅力的である、という米国固有の事情という視点も重要であろう。同章第7節で液化二酸化炭素輸送のパイプラインに関する連邦法の「空白」を問題視しているが、連邦法の「空白」は歴史的に見て決して珍しい話ではなく、早い話、一九三五年連邦電力法、一九三八年天然ガス法制定前は、州規制のみであって、いかに「州際通商」に該当しても根拠連邦法なしには、電力、ガスについて手を出せなかったことを想起すべきであろう。

第Ⅲ部において、全く不用意に電力・ガスのネットワークに不可欠設備（エッセンシャルファシリティ）概念を持ち出しており、気になる（第1章第2節第1款、第3章第1節）。もっとも第3章註一六九は、「不可欠設備」についてまともな理解を示している。

第Ⅲ部第1章でガスパイプラインと送電線ネットワークへの第三者アクセスを比較するが、のちに第8章第4節第3款第2項に記述されているガス市場の特質について、ここで言及しておくのが賢明である。ガスは井戸元・州際パイプライン・地方配給会社の三層関係（プラス需用家）であり、発送配電を一手にまかなう企業が存在する電力とは異なり、垂直統合企業は皆無である。州際パイプライン会社が輸送と卸売とを一手に握っていたため、井戸元価格の規制緩和の恩恵が下流の配給会社や大口需用家にはいき届かなかった。そこでＦＥＲＣ命令によって州際パイプライ

ンの第三者利用を可能にし、これにより地方配給会社又は大口需用家が、より安価なガスの直接井戸元からの調達が可能になったのである。こうした背景説明ぬきでは、電力との比較も誤解を招きかねないように思われる。

四　本論文審査の結論

本論文は、前記三の1にあるように、米国エネルギー法に果敢に挑戦した意欲作として、高く評価できるものである。とはいえ、同時に前記三の1で述べたように、一作でもって米国エネルギー法の全てを網羅することは、その守備範囲の広さからみても不可能である。本論文といえども、いかに高く評価できても、「完璧な完成品」とは言えないかも知れない。

しかし本論文において示された草薙君の学識及び真摯な研究の姿勢をもってすれば、今後の一層の研究の発展によって、前記三の2．2において指摘した問題点を克服し、本論文の考察対象にした事柄についてのその後のフォローアップは言うに及ばず、本論文の考察対象外のテーマをも含め、刻々と変化する米国エネルギー法のさらなる包括的研究に向けて邁進してくれるものと、期待を込めて確信する次第である。

草薙君は、米国でロースクール留学を含め、複数回研究生活を送っている。また、法律関係の学会に属するのは勿論として、研究者及び実務家からなる公益事業学会においても、その人柄を買われて同学会の関西部会事務局長、ガス制度研究会事務局長をも務め、そうした人脈を通じて、実務感覚も養いつつある。これらの背景は、エネルギー法研究にとって非常に有益であると考えられる。

以上の次第で、審査員一同は、本論文が学位請求論文として評価に値するものと評価し、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するに相応しいと判断するものである。

平成二六年一二月一九日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　田村　次朗
副査　慶應義塾大学大学院　法務研究科教授　橋本　博之
副査　慶應義塾大学名誉教授　法学博士　藤原淳一郎